

平成22年5月

第9回

災害土砂処理委託調査

特別委員会会議録

5月7日（金）

防 府 市 議 会

○日 時 平成22年5月7日（金） 午後2時00分

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○調査案件

(1) 災害土砂処理委託調査について

- ① 一般廃棄物にした理由・経緯
- ② 県と市の協議の内容
- ③ 契約に至る経緯
- ④ 国庫補助金について
- ⑤ 一般廃棄物処理業の許可を得た経緯

○出席委員（14名）

災害土砂処理委託調査特別委員長	伊 藤	央
災害土砂処理委託調査特別副委員長	大 田	雄二郎
災害土砂処理委託調査特別委員	安 藤	二 郎
〃	木 村	一 彦
〃	重 川	恭 年
〃	田 中	健 次
〃	田 中	敏 靖
〃	土 井	章
〃	藤 本	和 久
〃	松 村	学
〃	三 原	昭 治
〃	山 田	耕 治
〃	山 根	祐 二
〃	山 本	久 江

○欠席委員（1名）

河 杉 憲 二

○委員外議員（１名）

行 重 延 昭

○出席書記

森 重 豊

午後２時 開会

○伊藤委員長 それでは、皆さん御起立ください。ただいまから災害土砂処理委託調査特別委員会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

本日の欠席委員は、河杉委員でございます。

お諮りいたします。本日の委員会は公開といたしたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議ないものと認めます。それでは公開といたします。

これより議事に入ります。

本日、これまでの委員会でマイクが遠いとか使っておられなかったことに、ちょっと聞きとりづらく会議録の作成に支障が出ている部分もありますので、発言される方はぜひマイクを使っていただくようお願いしておきます。

本委員会に付託された災害土砂処理委託についての調査の件を議題とし、調査を進めます。

お手元に資料を２種類配付しております。一つは、昨日行いました記者発表の要旨でございます。もう一点は、永田弁護士へ質問をしておりますが、その回答がございましたのでお配りしております。少しお時間をとらせていただきますので御確認をいただきたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午後２時０１分 休憩

午後２時０６分 開議

○伊藤委員長 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これまでの調査の結果、それから先ほど、今、御確認いただいた資料等を踏まえまして、今後の委員会の運営の仕方について御協議を願いたいと存じます。

○田中健次委員　ちょっと報告書を見させていただいたんですが、弁護士ですね。ちょっと専門的な書き方がしてあるので、ちょっとわかりにくいんですが、まずこういう解釈でいいのかどうか、これは報告をいただいているときに事務局がどういう説明を受けたのか、ちょっとそれをかいつまんで最初に報告をいただいたほうがいいんじゃないかと思うんですが。

○伊藤委員長　説明は特になくて文書でいただいたということのようです。

○田中健次委員　そうすると、第1のところは、これは適法であっても当不当の問題は残るということで適法は適法である。（「そういうことですね」と呼ぶ者あり）しかし、当不当の問題は残ると。（「はい」と呼ぶ者あり）契約保証金免除の適法性もこれは適法ではあると、しかし、当不当の問題は残ると。第3は、これは委託契約の性質上、前払いをしなければ契約することが困難かどうかは疑問だと、こういう形ですね。

それから、第4のところは、議決案件かどうかということで、いわゆる自治法の96条1項5号に掲げてある工事には該当しないというか、工事に今回の業務委託を含むのは困難ではないかと思われるということで、議決案件というふうには弁護士さんの見解とすれば考えられないと、こういう大体認識でいいわけでしょうかね。

○伊藤委員長　私はそのように理解いたしました。そういうことであろうと思います。

○土井委員　審査に入る前に、ちょっと委員長にお尋ねなり意見を申し上げたいんですが、昨日午後2時から記者会見をされましたよね。それは、百条委員会のメンバー全員の合意のもとに、委員長として記者会見をされたわけですよね。（「はい」と呼ぶ者あり）

それに対して、あえて言いますが、その朝日新聞の記者さんは非常に変な質問をしているんですよね。委員長の立場なのか、伊藤という議員個人の立場かのような、我々百条委員会のメンバーとしては中立公正に、淡々と審査をしてきたわけですよね。それが政争に使われる云々かんぬんとかいうような発言があったり、あるいは伊藤さんが個人の立場で特定の候補予定者の事務所に頻繁に出入りしよるとか、全く何を言っているかわかんような質問があったりして、非常に私は傍聴しとって不愉快だったんですよね。百条委員会のメンバーを冒瀆しとりやせんかいのと。委員長の立場として記者会見されたわけで、おまけにきょうどういう記事が載っているかを見れば、一言も載っていない。

我々は、真実を探そうとして努力をしているさなかに、それが例えば現市政、あるいは執行部のほうとして、その手続等に落ち度があったとすれば、それは市民には、あるいは市民は知るべきであって、そしてそれが政争にどうのこうのと言いますけれども、あくまで我々としては、今、市がどうなっているのか、市政がどうなっているかというのを市民

に知ってもらうことは議員の責務だと思うんですよね。市民が知った上で、それを例えば市長選挙にどう反映するかというのは当たり前の話であって、それは議員個人個人としての職責を全うしたことにもなるんですよね、僕からしてみたら。むしろ一言も書いていないということは、逆に言えば私の見解ですけれども、今の市政にとって不都合なことを隠していると、逆に言えば、何にも書かなかったことによって。そうとしかとれないんですよね。

そこで、私としては、委員長にはぜひその朝日新聞の支社なり何なりに——支社じゃない支局かもしれませんが、支局長のところに抗議に行ってもらいたいということを私の意見として申し上げておきます。

○伊藤委員長 ごらんに、報道も余りなかったですし、その現場にいらっしゃらなかった委員の方は、ほとんど御存じないかとは存じますけれども、今、土井委員が言われたようなことがあったわけですが……（傍聴席から発言する者あり）傍聴者、発言は認めませんので黙ってください。ありました。今、抗議をというお話でございしますが、それこそ、委員長として抗議をするのであれば、皆さんの同意をいただいてということになりますが、ちょっとどうでしょうか。（発言する者あり）

ちょっとこの件について協議のため、暫時休憩いたします。

午後 2 時 1 4 分 休憩

午後 2 時 5 4 分 開議

○伊藤委員長 それでは、休憩を閉じて委員会を再開いたします。

引き続き今後の調査の進め方について御協議をお願いいたします。御意見はよろしいですか。

○田中健次委員 これは中間報告で出されたわけですけど、この前のときに一応 5 つの事件について順番に中身を精査していくという話だったので、一つずつ順番に中身を精査していくと。その中で問題点だとか、あるいはさらに参考人、あるいは証人として来ていただくことが必要であればするという形で、事件の 1 から順次中身をちょっと精査をする作業を、この前のときにはかなりちょっと、必ずしも全体で意見が一致しない部分もあったと思いますので、そこを詰めていくことの作業を次にしていくべきだと思うんですけれども。

○伊藤委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。今の田中健次委員の御提案についていかがですか。

○木村委員 私も基本的に田中委員と同じ意見なんですけれども、これまでの参考人質問と

か、それから、今、我々が頼んだ弁護士さんの回答とか、それらの資料が、それと参考人招致したときの速記録とか、そういうものが出てきていますので、それらをもう一回精査して、私自身も幾つも疑問点があるんですけど、改めてそういう疑問点を皆さんの御意見も伺いながら、もうちょっと鮮明にしていきたい。何が疑問なのかという点をもう少し突き詰めていきたいなど。それは自分でももちろんやるのが前提ですけど、その上で皆さんとも、もんでですね、もう少し鮮明なものにしていくことが必要で、その上で当然必要になってくれば、参考人なり、あるいは証人なりの招致もそのときに考えるということで、もう少しやっぱり議論を——自分の整理とそれから全体の議論をやってほしいなと思っています。

○伊藤委員長 方向性としては、今、田中委員、木村委員がおっしゃったような方向性でよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように進めさせていただきますが、具体的な方法として、5点ほど付託事件がございましたが、順番にやっていくということですが、なかなか、どこに当てはめるかが難しい部分もありますが、とりあえずは順番にという分け方でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）はい。では、そのようにさせていただきます。

それから、何かたたき台となるようなものというのは特によろしいですかね。速記録等がそうなるのかもしれませんが。

○土井委員 5項目で順番にやっていくということは、今まで出てきた中で、一つ一つをその5項目に分けて、まず整理をして、そして不透明なものが出てきたときに、その証人喚問か参考人招致かにいくという流れということで解釈しとっていいんですかね。

○伊藤委員長 そういうことだと私は理解しておりますが、そういうことですね。

よろしいですかね。で、たたき台というか、なかなかこれまでの事実を分類するというのも、なかなか手間のかかる作業でありますし、事務局とか私とかでぱっとこうやってるのが、ちょっと非常に厳しいというのが正直なところなんですけど、それは個人個人が持ち寄るといような形でよろしいですか。ちょっと、今、具体的な、その事件ごとにしても、具体的な進行のイメージが実はちょっとわきづらいかなと思っておるんですけども。

○木村委員 それぞれがちょっと若干の時間をいただいて、自分が疑問に思っている点、あるいはここがもう一步、もう少し解明してほしいと思う点を、メモ程度でもいいんですが、それを出し合って、それをまた一つにこうまとめるというのは大変な作業ですから、もう羅列でいいと思うんですよ。同じものだったら同じだということまでどっちかを消していったら、そういうのを一遍ざっと羅列で出して、それをたたき台にちょっと順序入り乱れたりするかもわかりませんが、それで論議していったらどうかなというふうに思うんで

すけれど、どうでしょうか。

そして、余り長い文章は読むのも大変ですから、まさにメモで、この点がちょっとわからないとか、ちょっとこの辺はおかしいなとかいうようなことをメモ程度でみんなが持ち寄って、それをもう羅列で一個ずつ、これは当然わかつとるじゃないかと、これはこの前はこうやって言うたじゃないかと。ああそうですか、すみません、それでいいと思いますが、そういう形で片づけていったらどうかなと思うんですけれど。

○伊藤委員長 それは委員会前に事前に提出いただくということですね。（「そうですね」と呼ぶ者あり）いかがですかね。今の御意見というか御提案で。

○土井委員 ですから、今、木村さんの御提案は、私も議事録はクリーンセンターの所長までは読破したんですけれども、まあ少々骨は折れますが、そこで出てくるのは、こねえ答弁しているからこれについて聞いてみたいという疑問点、質問点だけが出てくるんよね。だからそのまとめの仕方をどうされるのかですが、これはもう片がついたねとか、これはその委員会としての統一の見解としてまとめましたねとかということも、一緒に、1項目ごとにされるのかされないのかによって、今、頭の中に浮かぶのは、あれを聞いてみたい、これを聞いてみたいしか出てこんのですよ、この議事録からはね。その辺はどうなんですかね。どういう仕分けの仕方をしていくのか、今、その疑問点だけで言うと、5項目にはなっちょらん、もうランダムですよ、早う言や。

○伊藤委員長 当初、皆さんから、参考人に対する質問内容をいただいて、結構これを分類するのもなかなか、どこに入れるべきかというのをなかなか割と悩んだものも多くて、それに対して質問して、答弁に納得する納得せんは別として、一応返ってきているわけですよね。これを整理をしていくしかないんだろうなというふうに考えていますけれども。ただ、ばさっとどこに入るかわからんのが出てくると、大変あとのカテゴライズが非常に厳しい作業になりますので、できるだけ最初からこの付託事件の1、付託事件の2というふうに皆さんで決めていただいてやっていただきたいというふうに思っています。順序でやっていくということでもよろしいですかね、それは。1回の委員会につき、多分1事件ずつぐらいしかできないと思いますので、そのようなやり方でよろしいでしょうか。

○田中健次委員 だから土井委員がちょっと言われましたけど、疑問点も出すんじゃないかと、一応この点についてはこういう形で一致できるんじゃないかというようなのも、できるだけ出していくと。それでその中で、いやこれはちょっと自分は違うという意見があれば、それにかみついでいただいて、それで議論を深めていくというようなことで、できるだけその疑問点と、これは全体で一致できるんじゃないかということをメモ書きで、余り文書がせいぜい四、五行ぐらいにおさまるような形でまとめていくというふうに、私は理

解しましたので。はい。

○伊藤委員長 ですから、それぞれが判明した事実だというふうに認識しているものと、さらなる疑問ということでお願いをいたします。では、そのように次回以降は進めて……。

○三原委員 今まで言われたことに対して別に、全く異論はないんだけど、もう少しもっとみんながかみしもをとったというか、かなりもう少しもっと勉強を深める、認識、勉強という意味で、委員会としてじゃなくて、協議会、勉強会という形でまず一回開いて、ざっくりばらんに自分たちが思っていること、自分たちが疑問に考えていること、そういうものをざっくりばらんにぶっつけ合って、やったほうがやりやすいような気がするんじゃないけど、どうでしょう。（「それは協議会のほうがええ、そのほうがええ」と呼ぶ者あり）

○伊藤委員長 そうですね。中にはプライバシーにかかわるものも出てきますし、そういった場合に、一々委員会をとめるというのもなかなか難しいこともありますので、協議会という形で、皆さん、ざっくりばらんに意見を出していただいて、事実と、さらなる疑問点を出していただいて、次の委員会でそれを委員会の共通認識としてまとめていくと、確認し合うという格好でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の調査についてはすべて終了いたしました……。土井委員。

○土井委員 ちょっといいですか。永田先生の回答の中で、その事件議決のことなんですけれども、一番最後の答えが、要するに「工事に業務委託を含むのは困難ではないかと思われる」って、こう書いちゃうわけですよ。ところが、契約事務の手引きとか財務事務提要とかを見ますと、業務委託でも事件議決をせんにゃいけんのはいっぱいあるんですよ、実は。だからこれはちょっと解釈が違うと思う。そこで時間がかかってもいいから、議長から総務省のほうへ公式文書で照会をしたほうが白黒ついてええんじゃないかなという気がするんですよ。ぜひそれをしてもらいたい。東京事務所を通じてやろうかいのと思ったけれども、やっぱりここまで来ていると、なかなか個人的な意見じゃけどねとかいうて、その個人的な意見が何かオフィシャルになっても困るし、だから、公式にその照会をしてもらって、公式に回答をもらうというほうがいいんじゃないかなという感じがしますがね。

それともう一つ、もしそれをやってもらえるなら、ついでに第2の契約保証金免除の適法性ですけれども、そこで財務規則の112条の7号はこの趣旨から適法な規定と考えられると。本当は、長野逐条は違うことを僕は言っていると思うているんですよ。もう2年も3年も同じことをやって、一つも粗相がないからオッケーだとかですね。その他で、その他市長が言うたら、何でも世話ないんですよ、極端な言い方をしたら。だからこの規

定そのものが県内12市の規則集を見てみりゃわかるんかもしれませんが、まず珍しいと思いますよね。それも含めて、できれば総務省に照会してもらおうとありがたいなという気がします。

○伊藤委員長 以上2点について土井委員から御提案がありました、まずは前払金の免除に関する事、防府市の財務規則112条の7であります、これも適法かどうかという問題じゃないですね、これは。この規則に照らしても、法上これは問題ないのかと、保証金の免除がですね。ということがまず一点。

それから、付託事件かどうかと、議会にかけろべき事件かどうかということ、総務省に照会すべきだということであり、いかがいたしましょうか。

○山根委員 土井委員が言われること、そのとおりだと思うんですけど、しかしながら、弁護士が、ある弁護士の意見について、それが本当に適法かどうかという、白黒つけるということ、果たしてやっていくべきか、それほどこの百条委員会の業務を広げるべきかなというふうな気がするんです。

今までの話の中で、議論の中でありましたように、我々は裁判官ではありませんので、我々はこの委員会の中で話し合った過程で、明らかに告発するほどの違法性があるかどうかというふうな問題が出てきた場合に、その疑問に対しては、今、土井委員が言われたような問い合わせと、白黒つけるということは必要になってくる場合もあると思いますけれども、そうでなければ、それほどこの枝葉を広げていって、この委員会がいつまで経っても終わらないような状況に持っていくのはどうかなという気がいたします。

○土井委員 山根議員からの意見ですけれども、私は、特に事件議決であったかどうかというのは非常に大きい。議会としての存在感そのものだろうと思うんです。自分で勝手にせんでええとか決めて、事前にその議会に相談があったわけでも何でもないという状態で、わしが判断したのが何が悪いというような感じでいくと、今後、何があるかわかりませんよ。本来、議決をしなきゃいけないものであったとすれば、それがされていなかったらどうなるんかって、議会は要らん話ですよ。もうまさしく議会の存在感そのものだろうと思いますので、僕は百条委員会はまだ引き続き調査中ということで終わってもいいから、議会として、必ず僕は、この事件議決をすべきであったかどうかという点については白黒つけたいというふうに思いますね。

○伊藤委員長 その他、御意見はございますか。

○田中健次委員 私もこの事件議決かどうかということは、やっぱりそういう形で総務省に聞くことができれば、聞いていただいたほうがいいと思います。一つ聞くんであれば、保証金免除のこの、さっきの規定ですね、それも聞いていただいたほうがいいかなと思います。

ますけれども。

○伊藤委員長 直接百条の委員会——この調査特別委員会とは直接の関係はありませんが、今、議会改革をやっている中で、要は96条の2というのは大きなポイントになってくると思うんです。恐らくこの判断というのがその96条の2を今後活用していく上で、どう我々が活用していくのかというのは、多分大きな判断のポイントになるような気もしております。

私としては、これで、したところで、どういう回答が返ってくるか、はっきりとした回答が返ってくるかどうかというのはわかりませんが、一応聞いてみる価値はあるのかなというふうに考えますが、いかがですか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 では、そのようにさせていただきます。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、そのように決めます。

次回の委員会の日時を決めさせていただきたい——まず協議会の日時を決めさせていただきたいと思います。

まあちょっと時間も——時間というかその精査の時間も要るでしょうから、今、次回の委員会というのは決めず、大体ちょっと調整させていただいて、また皆さんに御連絡させていただくという形でよろしいですか。（「お任せします」と呼ぶ者あり）では、そのようにさせていただきます。

それでは、皆さん御起立ください。これをもちまして、本日の委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時14分 散会

防府市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成22年5月7日

防府市議会災害土砂処理委託調査特別委員長 伊藤 央